

瀬戸内町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和 7 年 2 月 21 日（金）10 時から 11 時 30 分

2.開催場所 瀬戸内町役場 4 階委員会室

3.出席委員 （8 人）

会長	6 番	吉見 洋和
会長職務代理者	10 番	永井 利一
	2 番	久原 美樹
	3 番	峯 俊一郎
	7 番	森 正三郎
	8 番	碩 悟
	9 番	岡野 正郎
	11 番	川島 博

4.欠席委員 （2 人）

5.議事日程

第 1 議事録署名委員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可について

第 4 議案第 4 号 非農地証明について

第 5 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

第 6 協議会

（1）行事予定について

（2）その他

6.農業委員会事務局職員

局 長 永井健一郎

次 長 川畑 金徳

主 事 堀江 美彩

会計年度任用職員 大黒 佐江子

7.会議の概要

事務局	おはようございます。それではただいまから、第2回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。 本日の委員の出席状況でございますが、出席委員は8名で、定足数に達しており、本日の総会は成立していることをご報告いたします。それでは吉見会長に挨拶をお願いいたします。
議長	【挨拶】
事務局	ありがとうございました。それではこれより議事に入ります。瀬戸内町農業委員会会議規則第6条に基づきまして、吉見会長に議長をお願いします。
議長	これより会議を開きます。日程1、議事録署名委員の指名を行います。議席番号7番、森委員、議席番号8番、碩委員の2名を指名いたします。
	次に日程2。会期は本日の1日間といたします。
	次に日程3の議案第3号1、農地法第3条の規定による許可についてを議題とし、調査員から説明を求めます。岡野委員。
9番委員	おはようございます。議案第3号1、農地法第3条の規定による許可についてをご説明いたします。調査員が私と森委員、事務方から川畑さん、堀江さんが調査をいたしました。 土地の表示 ①「瀬戸内町大字蘇刈字溝田原 648 番 2」、畑、961 m² 合計1筆 961 m² 対価が〇〇〇〇円。1筆 10a 当たり〇〇〇〇円 譲渡人：奄美市〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 理由は売買です。 譲受人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 同じく理由は売買です。 下のほうは、お目通しいただきたいと思います。以上です。
議長	調査報告が終わりました。この件につきまして、質疑はございませんか。 【質疑なし】の声が聞こえる 質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第3号1について、賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】 賛成多数と認めます。議案第3号1は可決いたしました。
	次に、議案第3号2について、調査員から説明を求めます。碩委員しかいないけど。
8番委員	はい。
議長	碩委員。
8番委員	調査報告をいたします。これは1月24日、齋木委員と私と事務局から堀江さんで調査をやってきました。議案第3号2、農地法第3条の規定による許可について。 土地の表示 ①「瀬戸内町大字網野子字祖 447 番 5」、畑、379 m² 合計1筆 379 m² 贈与でございますので、対価はありません。 譲渡人：沖縄県〇〇〇〇村〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 理由：贈与 譲受人：奄美市〇〇〇〇番〇号 〇〇〇〇氏 理由：受贈でございます 次のページですね。第2項第1項につきまして申します。現在は、本人は分からないと言ってましたけれども、畑を耕うんされてて、肥料かな？飼料をやっているみた

	いでございます。だた、これについて私は、本人が確認をして、やりますということ ございました。あと、ここには本人はみかん、野菜を植える予定です。耕うん機は ありませんけれども、親戚の方が持っているというので、そこから借りる予定だそう です。本人は名瀬に住んでいますけれども、本人が網野子のほうに、家を構えており まして、定期的に宿泊をして、そこから年 150 日以上は従事ができるということ を確認しております。あと以上です。特に問題はないと思います。以上です。
議長	調査報告が終わりました。この案件について質疑はございませんか。 【質疑なし】の声が聞こえる 質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第 3 号 2 について、賛成の 方は挙手願います。 【全員挙手】 賛成多数と認めます。議案第 3 号 2 は可決いたしました。
	次に、議案第 3 号 3 について、調査員から説明を求めます。
2 番委員	はい。
議長	久原委員。
2 番委員	議案第 3 号 3、農地法第 3 条の規定による許可について。調査員は久原と徳さん と、川畑さんと堀江さんが来ました。 土地の表示 ①「瀬戸内町大字生間字犬川原 124 番 1」、畑、98 m² ②「瀬戸内町大字生間字犬川原 124 番 2」、畑、69 m² 合計 2 筆 167 m² 譲渡人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 理由は贈与。 譲受人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 理由は受贈です。 既に畑をしてまして、多分長いこと勇夫さんが使っている畑な感じでした。いとこ 同士で、譲るという感じになってます。以上です。
議長	調査報告が終わりました。この案件について質疑はございませんか。碩委員。
8 番委員	確認をいたします。経営面積が 0 m²ですけれども、今確認したら譲受人が野菜を植 えてるということですが、これはどういう経緯でやってるんでしょうか。使用してい るんでしょうか。口頭だけでやっているのか、利用権設定してないのか、そこらへん はどうなんでしょうか。
議長	次長。
次長	一緒に調査に行きました。本人が今、現在譲り受ける所を長年、ヤミで耕作してる ということです。
8 番委員	ヤミということですね。
次長	ヤミです。口約束でただ、もう借りてるということです。
8 番委員	口約束で。
次長	はい、はい。
議長	他にありませんか。 【質疑なし】の声が聞こえる 他に質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第 3 号 3 について、賛 成の方は挙手願います。 【全員挙手】

	賛成多数と認めます。議案第 3 号 3 は可決いたしました。
	次に、議案第 3 号 4 について、調査員から説明を求めます。
2 番委員	はい。
議長	久原委員。
2 番委員	議案第 3 号 4、農地法第 3 条の規定による許可について。調査員は私と徳さんと、川畑さんと堀江さんで行きました。 土地の表示 ①「瀬戸内町大字諸鈍字里原 898 番 1」、畑、687 m ² 合計 1 筆 687 m ² 譲渡人：愛知県〇〇〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 理由は売買 譲受人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 理由は売買です。 荒れてましたが、タンカンを植える予定と言っていました。以上です。
議長	調査報告は終わりました。この案件について質疑はございませんか。
11 番委員	はい。
議長	川島委員。
11 番委員	参考のためにお聞きしたいのですが、上田さんをよく知っている人なんですけど、結構、年いってますよね。
2 番委員	74 でしたかね。
11 番委員	えっ。
2 番委員	74 歳ですね。
11 番委員	分かりました
議長	よろしいでしょうか。そういう年配の方がいっぱいいますので。
11 番委員	失礼しました。
議長	他に質疑ありませんか。 【質疑なし】の声が聞こえる 他に質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第 3 号 4 について、賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】 賛成多数と認めます。議案第 3 号 4 は可決いたしました。
	次に、議案第 3 号 5 について、調査員から説明を求めます。
2 番委員	はい。
議長	久原委員。
2 番委員	はい。議案第 3 号 5、農地法第 3 条の規定による許可について。調査員は私と徳さんと、川畑さんと堀江さんで行きました。 土地の表示 ①「瀬戸内町大字諸鈍字里原 899 番」、畑、521 m ² 合計 1 筆 521 m ² 譲渡人：大阪府高槻市〇〇〇〇番〇号 〇〇〇〇氏 理由は売買 譲受人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 理由は売買 先ほどの畑と隣接した形になります。そこも同じくタンカンを植える予定だそうです。以上です。
議長	調査報告は終わりました。この案件について質疑はございませんか。 【質疑なし】の声が聞こえる

	他に質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第 3 号 5 について、賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】 賛成多数と認めます。議案第 3 号 5 は可決いたしました。
	次に、日程 4 の議案第 4 号 1、非農地証明についてを議題とし、調査員から説明を求めます。
9 番委員	はい。
議長	岡野委員。
9 番委員	議案第 4 号 1、非農地証明についてをご説明いたします。その前に、4 号 2 と 3 は場所が同じですので、説明を省略させていただきます。説明ですね。調査員は私は森委員と吉見委員、川畑さん、堀江さんが来て、調査をいたしました。 土地の表示 ①「瀬戸内町大字蘇刈字屋通り 980 番 9」、畑、214 m² ②「瀬戸内町大字蘇刈字屋通り 980 番 13」、畑、95 m² 合計 2 筆 309 m² 願出人：鹿児島市〇〇〇〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇氏 登記名義人も同じく、〇〇〇〇氏であります。 代理人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 非農地に至った理由並びに現在の管理状況 本申請地は過去 50 年近く耕作放棄されてきた土地であり、現状は雑木が生い茂り、山林原野化している。 証明書を必要とする理由 現況に則した地目変更をするため。 【証明書発行基準】 瀬戸内町農業委員会非農地証明書交付事務処理要領 第 2 条第 1 項第 3 号を適用以上で説明を終わります。
議長	調査報告は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。碩委員。
8 番委員	ここは農用地区域内じゃないですよ。
次長	農用地外です。
8 番委員	えっ。
次長	農用地外。
8 番委員	農用地外。
次長	外。
8 番委員	はいはい。了解。
議長	他に。
11 番委員	はい。
議長	川島委員。
11 番委員	この別紙の写真は、どれがどれか分かります。1 号、2 号、3 号。
次長	あの、一筆撮ってませんが、全体的に撮っても、外から見る限り、原野状態で、雑木が生えてる状態です。
議長	他に質疑はございませんか。

	【質疑なし】の声が聞こえる 他に質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第４号１について、賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】 賛成多数と認めます。議案第４号１は可決いたしました。
	次に、議案第４号２について、調査員から説明を求めます。
11 番委員	はい。11 番。
事務局	2,3。
次長	1,2,3 まで。場所と願出人の名前だけを報告。
9 番委員	願出人ね。議長、ちょっとすみません。
議長	はい、岡野委員。
9 番委員	４号１と４号２の届出人は一緒なんですけど。
議長	違う。
事務局	違う、違う。
議長	４号２も違うからね。
9 番委員	名前違うわ。そして４号３も違うね。お願いします。
次長	名前が違います。一応、願出人と登記名義人だけ、議案名言って、報告してもらえたら。代理人まで。４号１が〇〇〇〇さんと、４号２が〇〇〇〇さん。あと地番とですね。あとはもういいです。
9 番委員	非農地証明について、また説明いたします。議案第４号２ 土地の表示 ①「瀬戸内町大字蘇刈字屋通り 980 番 10」、畑、165 ㎡ ②「瀬戸内町大字蘇刈字屋通り 980 番 14」、畑、112 ㎡ 合計 2 筆 277 ㎡ 願出人：愛知県大府市〇〇〇〇丁目〇番地 〇〇〇〇氏 同じく登記名義人が〇〇〇〇氏であります。 これでよろしいでしょうか。
事務局	あと３も。
	それから議案第４号３、非農地証明について。 土地の表示 ①「瀬戸内町大字蘇刈字屋通り 980 番 26」、畑、132 ㎡ 合計 1 筆 132 ㎡ 願出人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 同じく登記名義人が〇〇〇〇氏であります。 以上で、説明を終わります。
議長	調査報告は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。 【質疑なし】の声が聞こえる 他に質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第４号２及び３について、賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】 賛成多数と認めます。議案第４号２,3 は可決いたしました。
	次に、議案第４号４について、調査員から説明を求めます。その前に、〇〇委員は退席をお願いいたします。

11 番委員	はい、議長、11 番。
議長	川島委員。
11 番委員	議案第 4 号 4、非農地証明についての調査報告を行います。調査員は私と久原委員、徳推進委員と事務局から 2 名です。 土地の表示 ①「瀬戸内町大字野見山大里原 366 番」、畑、631 m² 合計 1 筆 631 m² 願出人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 登記名義人も同じく〇〇〇〇氏 非農地に至った理由並びに現在の管理状況 昭和 58 年に、父親がきび酢発酵用の建物を建設。現在もきび酢発酵施設として使用している。 証明書を必要とする理由 現況に則した地目変更をするため 見取図は、下の通りです。それから、写真のほうは、右の別紙の通りです。ご審議よろしくをお願いします。
議長	調査報告は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。 【質疑なし】の声が聞こえる 他に質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第 4 号 4 について、賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】 賛成多数と認めます。議案第 4 号 4 は可決いたしました。 大黒さん。(〇〇委員を呼ぶ)
	次に、日程 5 の議案第 5 号。農業経営基盤強化促進法による利用権設定についてを議題とし、事務局から説明を求めます。
事務局	議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法による利用権設定について、説明いたします。資料の 19 ページから 22 ページにてご説明いたします。まず 19 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積利用権設定について、公告日を令和 7 年 2 月 28 日を予定しております。内容につきましては、10 件で畑 14 筆、貸し手 9 人、借り手 7 人、合計面積 6,823 m²となっております。計画総括表を 20 ページ、21 ページに記載しておりますので、後ほどお目通しください。それでは個々に説明いたします。資料の 22 ページをご覧ください。 整理番号 9 農地の所在地「大字久根津字前田 415 番」、現況地目「畑」、537 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は野菜類で新規によるものです。存続期間は 10 年間となっております。 整理番号 10 農地の所在地「大字古志字平杉 695 番 2」、現況地目「畑」、234 m²。「同 696 番」、現況地目「畑」、69 m²。「同 697 番」、現況地目「畑」、62 m²。「同 698 番」、現況地目「畑」、62 m²。合計畑 4 筆 427 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。賃貸借によるもので、対象作物は果樹で拡大によるものです。存続期間は 20 年間となっております。

	整理番号 11 農地の所在地「大字古仁屋字瀬久井 1010 番 10」、現況地目「畑」、277 ㎡。貸し手が屋島〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によりもので、対象作物は果樹で新規によるものです。存続期間は 20 年間となっております。 整理番号 12 農地の所在地「大字古志字仲田ノ一 344 番 1」、現況地目「畑」、1,187 ㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で新規によるものです。存続期間は 20 年間となっております。 整理番号 13 農地の所在地「大字古志字仲田ノ一 356 番」、現況地目「畑」、1,487 ㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で新規によるものです。存続期間は 20 年間となっております。 整理番号 14 農地の所在地「大字嘉鉄字マカチャ 1148 番 2」、現況地目「畑」、464 ㎡。「同 1149 番」、現況地目「畑」、686 ㎡。合計 2 筆 1,150 ㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。賃貸借によるものです。対象作物は果樹で拡大によるものです。存続期間は 20 年間となっております。 整理番号 15 農地の所在地「大字節子字前田 973 番 2」、現況地目「畑」、436 ㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。賃貸借によるもので、対象作物はサトウキビで拡大によるものです。存続期間は 10 年間となっております。 整理番号 16 農地の所在地「大字節子字前田 973 番 6」、現況地目「畑」、147 ㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏、使用貸借によるもので、対象作物はサトウキビで拡大によるものです。存続期間は 20 年間となっております。 整理番号 17 農地の所在地「大字節子字前田 975 番 2」、現況地目「畑」、356 ㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。賃貸借によるもので、対象作物はサトウキビで拡大によるものです。存続期間は 10 年間となっております。 整理番号 18 農地の所在地「大字嘉鉄字仲田 895 番 2」、現況地目「畑」、1,396 ㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。賃貸借によるもので、対象作物は果樹で拡大によるものです。存続期間は 20 年間となっております。 以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各条件を満たしていると考えてます。ご審議くださるよう、お願いいたします。
議長	事務局からの説明は終わりました。この件について質疑はございませんか。 【質疑なし】の声が聞こえる 質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第 5 号について、賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】 賛成多数と認めます。議案第 5 号は可決いたしました。
	次に、日程 6、報告第 4 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局から説明を求めます。
事務局	報告第 4 号 1、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について。 土地の表示 ①「瀬戸内町大字伊子茂字尻田 54 番 2」、畑、1,064 ㎡ ②「瀬戸内町大字伊子茂字春間 467 番」、畑、95 ㎡ ③「瀬戸内町大字伊子茂字春間 475 番」、畑、922 ㎡ ④「瀬戸内町大字伊子茂字春間 477 番」、畑、575 ㎡

	⑤「瀬戸内町大字伊子茂字春間 479 番」、畑、674 m² ⑥「瀬戸内町大字伊子茂字春間 480 番」、田、125 m² ⑦「瀬戸内町大字伊子茂字春間 481 番」、畑、148 m² ⑧「瀬戸内町大字伊子茂字春間 483 番」、畑、158 m² ⑨「瀬戸内町大字伊子茂字春間 485 番」、畑、214 m² ⑩「瀬戸内町大字伊子茂字春間 492 番」、田、171 m² ⑪「瀬戸内町大字花富字間辻 120 番」、田、72 m² ⑫「瀬戸内町大字花富字間辻 188 番 2」、畑、155 m² ⑬「瀬戸内町大字花富字間辻 191 番」、田、105 m² ⑭「瀬戸内町大字花富字石嶺 484 番」、畑、132 m² ⑮「瀬戸内町大字花富字石嶺 570 番」、畑、119 m² ⑯「瀬戸内町大字花富字石嶺 571 番」、畑、119 m² ⑰「瀬戸内町大字花富字石嶺 572 番」、畑、49 m² ⑱「瀬戸内町大字花富字石嶺 573 番」、畑、905 m² ⑲「瀬戸内町大字花富字石嶺 575 番」、畑、175 m² ⑳「瀬戸内町大字花富字石嶺 576 番」、畑、1,041 m² ㉑「瀬戸内町大字花富字石嶺 588 番」、田、105 m² ㉒「瀬戸内町大字花富字石嶺 589 番」、畑、89 m² 合計 22 筆 3,066 m² 権利を取得した者：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 権利を取得した日：平成 30 年 1 月 10 日 権利を取得した事由：相続 取得した権利の種類及び内容：種類（所有権） 内容：耕作していない 農業委員会によるあっせん等の希望の有無：希望しない 届出の年月日：令和 7 年 1 月 7 日
	報告第 4 号 2 土地の表示 ①「瀬戸内町大字蘇刈字深作 121 番」、畑、1,215 m² ②「瀬戸内町大字蘇刈字深作 122 番 1」、畑、535 m² ③「瀬戸内町大字蘇刈字深作 122 番 2」、畑、152 m² ④「瀬戸内町大字蘇刈字大緑 342 番」、畑、545 m² ⑤「瀬戸内町大字蘇刈字溝田 648 番 2」、畑、961 m² ⑥「瀬戸内町大字蘇刈字浦底 880 番 1」、畑、231 m² ⑦「瀬戸内町大字蘇刈字屋通り 980 番 29」、畑、869 m² 合計 7 筆 4,508 m² 権利を取得した者：奄美市〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 権利を取得した日：平成 12 年 11 月 23 日 権利を取得した事由：相続 取得した権利の種類及び内容：種類（所有権） 農業委員会によるあっせん等の希望の有無：特になし 届出の年月日：令和 7 年 1 月 22 日
	報告第 4 号 3

	土地の表示 ①「瀬戸内町大字蘇刈字屋通り 980 番 38」、畑、92 m² 合計 1 筆 92 m² 権利を取得した者：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 権利を取得した日：平成 28 年 10 月 21 日 権利を取得した事由：相続 取得した権利の種類及び内容：種類（所有権） 農業委員会によるあっせん等の希望の有無：特になし 届出の年月日：令和 7 年 1 月 22 日
	報告第 4 号 4 土地の表示 ①「瀬戸内町大字篠川字打赤 62 番」、畑、1,310 m² ②「瀬戸内町大字篠川字打赤 63 番 1」、畑、1,674 m² ③「瀬戸内町大字篠川字下里 502 番」、田、70 m² ④「瀬戸内町大字篠川字下里 508 番 3」、畑、643 m² ⑤「瀬戸内町大字篠川字摺勝 620 番」、畑、244 m² ⑥「瀬戸内町大字篠川字尾崎 674 番 3」、畑、1,019 m² ⑦「瀬戸内町大字篠川字上行 738 番」、畑、429 m² 合計 7 筆 5,389 m² 権利を取得した者：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 権利を取得した日：平成 14 年 10 月 2 日 権利を取得した事由：相続 取得した権利の種類及び内容：種類（所有権） 農業委員会によるあっせん等の希望の有無：希望しない 届出の年月日：令和 7 年 1 月 24 日
議長	事務局より報告第 4 号の説明がありました。この件について質疑はございませんか。
8 番委員	議長。
議長	碩委員。
8 番委員	確認しますけれどね、届出人の内容についてですけれどね、取得した権利の種類及び内容：種類（所有権）、内容：耕作していない、希望の有無：しない、次のページ見てください。取得した権利の種類及び内容：種類（所有権）、内容：なし、希望の有無：特になし。この違いは何ですか。ちょっと前から思ってたんですけど。書き方によって内容が違うのかどうか、どういう理由で違わせているのか。
議長	次長。
次長	3 条の、所有権の届出があれば、持って来る時にですね、本人に確認はするんですよ。耕作していないから、あっせん希望しますか、どうしますかということで確認するんですけど、別に特にないですよ、ということを言われるので、希望するしないは、するかしないかはという話なんですけど、「特になし」で書いてあるので、ないということで、「特になし」と、そのまま書いてあります。
8 番委員	だからね、それ希望の有無を確認しなくちゃ。希望の有無なんだから。希望をするのかしないのかでしょ。「特になし」というのはどういうことなのか。そこはやっぱり確認しないと。確認をして。

次長	ありなしで、次回から。
8 番委員	あるのかないのかで書くべきでないのか。
次長	はい。
8 番委員	内容については、どういう意味なのか。次の 23 ページの「耕作していない」で書いてあるけれど、内容というのは、耕作しているのか、耕作していないのかを書くのか。「内容」の意味はどういう意味なのか。
次長	内容については、多分耕作してるしてないだと思います。権利を取得した内容については、畑をどう使っているかとかという話で、耕作しているかということです。
8 番委員	それは、耕作してるしてないだったら、内容に書いてあるんだから、内容に書かないと。
次長	内容にですね。
8 番委員	書かないとダメですよ。内容の意味はどういうものかって定義とかないの。誰が耕作してるのか、相続した人が耕作していないのか。
次長	今後、これからですね、内容については詳しく確認して、議事のほうに、議案のほうにも書くようにしたいと思います。
8 番委員	届出人については、それだけで終わり。
次長	そうです。
8 番委員	それだけで終わり。
次長	そうです。
8 番委員	問題ないわけ、これで。
次長	いや、相続届出しても、中には届出しない人もいますよ。
8 番委員	書類の書き方でね。
次長	はいはい。
8 番委員	記入の仕方でこれで問題ないわけ。
次長	普通、こう書いて、書き方の記入例もこう書き方してあります。
8 番委員	直したほうがいいんじゃない。そこは事務局のほうで。
次長	希望するしないは本人が書く欄なので、自分なんかが書けって言えないんですよ。
8 番委員	だから、それは意思なんだから。
次長	確認はしますよ。希望するしませんか、いやもう別にいいですって
8 番委員	希望するしないか確認はしないと。
次長	確認はします。
8 番委員	そう書けばいいのに。「特になし」だと分からない。
次長	はい。
11 番委員	どっちにもとれるんじゃない。
8 番委員	どっちでもいいよという話だよな。「特になし」は。
次長	「特になし」だとそうですね。
8 番委員	それによっては対応の仕方、理解の仕方違ってくるでしょ。農地バンクに移行してくださいよって言えるし。必ず耕作してくださいねって話になるでしょ。農業委員会はそれを指導するのが仕事でしょ。

次長	そういう耕作してくださいということは言ってますが。あっせん希望しないんだっ た。
議長	次回から、この内容まで詳しく書くようにお願いします。
次長	はい。
議長	他に質疑ありませんか。質疑ないようですので、報告第 4 号については、これで終 わります。 次に日程 6 の協議会に移りたいと思います。事務局から説明を求めます。
	協議会 (1) 行事予定について (2) その他
事務局	以上を持ちまして、第 2 回農業委員会総会を終わります。 一同 礼

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

令和 7 年 2 月 21 日

署名委員

署名委員